

令和6年度 委託業務の名称 令和6年度那覇港港湾脱炭素化推進計画策定業務

履行場所 那覇港全域

履行期間 日間

特 記 仕 様 書

第1条（本業務の目的）

本業務は、那覇港における港湾脱炭素化推進計画作成に向けた方針の設定、温室効果ガス排出量の削減計画等の過年度までの検討結果を踏まえ、水素・アンモニア等の需要推計及び供給目標の検討を実施するとともに、港湾及び産業の競争力強化に資する脱炭素化に関連する取組、ロードマップの作成等について各関係者と協議・検討を行い、「那覇港港湾脱炭素化推進計画」の策定を行うものである。

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		2	共通仕様書の適用		本業務は、沖縄県土木建築部制定の「土木設計業務等共通仕様書」等に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書は最新版を用いること。
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について		「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。
		4	適用について		本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の指示を受けなければならない。
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場合および本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて		本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
		6	照査の実施について		本業務は、土木設計業務等委託契約書第11条（照査技術者）の照査技術者を定めるものとする。
		7	管理技術者の資格要件について		管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか「那覇港管理組合一般競争入札公告第2号」に記述する業務実績・資格を有するものとする。
		8	管理技術者の直接的雇用関係に	1	管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		9	照査技術者の資格要件について	2	<p>なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。</p> <p>「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。</p> <p>管理技術者と同様とする。</p>
		10	照査方法について		<p>本業務においては、詳細設計照査要領（平成29年7月版）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行うものとする。</p> <p>なお、詳細設計照査要領については、沖縄県 技術・建設業課のホームページに掲載している。 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyuu/itaku-doboku-eizen.html</p>
		11	成果物の提出について		<p>本業務は、電子納品対象業務とする。</p> <p>電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p>なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。</p> <p>業務成果品は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。</p> <p>成果品は、電子媒体(CD-R)で(正)1部を上記「確認証」も併せて調査職員へ提出すること。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。</p> <p>①電子納品 (CD-R) 1式 ②報告書 (紙) 2部 ③その他 (調査職員が指示するもの)</p>
		12	配置技術者の確認について	1	<p>受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。</p> <p>なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p>
				2	<p>業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下のとおりとする。</p> <p>①業務打合せ(電話等打合せを含む)において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者</p>

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		13	保険加入	3	<p>②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者</p> <p>業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。</p> <p>なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。</p>
				4	<p>発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。</p> <p>受注者は、共通仕様書に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。</p> <p>なお、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>

現場説明における条件明示

特記事項	内 容
本業務の詳細内容について 港湾脱炭素化推進計画 作成マニュアルについて	本業務の詳細内容については、別紙「業務内容書」による。 計画策定にあたっては、国・沖縄県等の関連する計画と整合を図るとともに、令和5年3月に公表された「港湾脱炭素化推進計画作成マニュアル（国土交通省港湾局）」に基づき、業務を進めることとする。

業務内容書

◆ **業務名**：令和6年度那覇港港湾脱炭素化推進計画策定業務

◆ **業務目的**：国土交通省では、「2050年カーボンニュートラル」宣言（2020年10月）を契機に、港湾地域における脱炭素化を目的とした「カーボンニュートラルレポート（以下、「CNP」）」の形成に取り組んでおり、令和4年3月には、沖縄県内の重要港湾を対象として、「沖縄におけるカーボンニュートラルレポート形成に向けた方向性」が沖縄総合事務局より示されたところである。

これら施策・取組等を踏まえ、那覇港管理組合では、「令和4年度那覇港カーボンニュートラルレポート形成計画策定業務委託」において、港湾脱炭素化推進計画作成に向けた方針の設定、温室効果ガス排出量の削減計画等について検討を実施した。

本業務は、上記業務の検討結果を踏まえ、水素・アンモニア等の需要推計及び供給目標の検討を実施するとともに、港湾及び産業の競争力強化に資する脱炭素化に関連する取組、ロードマップの作成等について各関係者と協議・検討を行い、「那覇港港湾脱炭素化推進計画」の策定を行うものである。

◆ **業務項目**：以下のとおり

項目		単位	数量
1	計画準備	式	1
2	現状整理	式	1
3	水素・アンモニア等の需要推計及び供給目標の検討	式	1
	(1) 需要推計	式	1
	(2) 供給目標の検討	式	1
4	港湾脱炭素化促進事業及びその実施主体	式	1
5	港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想	式	1
6	港湾及び産業の競争力強化に資する脱炭素化に関連する取組	式	1
7	ロードマップの作成	式	1
8	港湾脱炭素化推進計画の作成	式	1
9	協議会の実施（2回）	式	1
	(1) 協議会資料の作成	式	1
	(2) 協議会の運営	式	1
10	打合せ協議（4回）	式	1
11	報告書作成	式	1

(※) 項目 9、10 については、協議会 2 回分、中間打合せ 2 回分の数量を計上しており、検討状況を踏まえて、設計変更を行うことを予定している。

なお、設計変更については、監督員と協議の上行うとともに、特記仕様書第 5 条による取り扱いを行うものとする。

1. 計画準備

本業務を実施するにあたり、事前に業務の目的や内容を把握し既存資料を収集したうえで、業務の手順や実施に必要な事項を整理した業務計画書を作成する。

2. 現状整理

那覇港の港湾施設の整備状況・整備計画を整理するとともに、我が国及び那覇港周辺地域における脱炭素化に関連する計画（沖縄県や周辺市町村の計画等）や具体的な取組状況等、脱炭素化に向けた動向を整理する。他地域における脱炭素に向けた取組状況についても情報収集を行う。

3. 水素・アンモニア等の需要推計及び供給目標の検討

(1) 需要推計

「令和 4 年度那覇港カーボンニュートラルポート形成計画策定業務委託」で検討した CO2 排出量推計結果を踏まえ、那覇港及び周辺地域の目標年次における水素・アンモニア等の需要量を推計する。需要量の推計は、以下の①～③について実施する。

目標年次は、短期（2030 年度）、中期（2040 年度）、長期（2050 年）とする。

- ① 港湾脱炭素化促進事業による需要量
- ② 上記①の他、那覇港を經由して供給され、港湾脱炭素化推進計画の対象範囲の内外における取組による需要量
- ③ 周辺港湾（離島含む）への移出により那覇港を經由する需要量

(2) 供給目標の検討

「2.現状整理」の整理結果、「令和 4 年度那覇港カーボンニュートラルポート形成計画策定業務委託」で実施したアンケート・ヒアリング結果を踏まえ、目標年次における、那覇港及び周辺地域の水素・アンモニア等の供給目標を定める。

4. 港湾脱炭素化促進事業及びその実施主体

港湾脱炭素化推進計画の目標を達成するために必要な事業について検討し、促進事業として整理する。

港湾脱炭素化促進事業は、「温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する事業」と「港湾・臨海部の脱炭素化に貢献する事業」に分類し、短期（2030 年度）、中期（2040 年度）、長期（2050 年）毎にそれぞれ記載する。

5. 港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想

港湾脱炭素化促進事業として記載するほどの熟度はないものの、港湾脱炭素化推進計画の目標を達成するために必要な事業について整理する。

6. 港湾及び産業の競争力強化に資する脱炭素化に関連する取組

港湾脱炭素化推進計画作成にあたって、環境面における那覇港の競争力強化策、産業立地競争力強化策等について検討する。

7. ロードマップの作成

目標年次における CNP の実現に向け、港湾脱炭素化促進事業及び港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想の主要項目について、計画期間における取組の変遷を明確にした上で、具体的なロードマップを作成する。



図1 ロードマップのイメージ(例)

(「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアル(国土交通省港湾局)より)

8. 港湾脱炭素化推進計画の作成

「令和4年度那覇港カーボンニュートラルポート形成計画策定業務委託」及び「2.現状整理」～「7.ロードマップの作成」を踏まえ、那覇港の特徴に即した港湾脱炭素化推進計画を作成する。計画は、第3回以降の協議会内容も反映させるものとする。

9. 協議会の実施

港湾脱炭素化推進計画作成にあたり協議会を実施することとし、協議会に必要な説明用の資料（パワーポイントによるスライドを想定）を作成するとともに、協議会の事務局として、関係者との調整、会場設営、議事録作成、構成員への費用弁償費支払い等、協議会の運営補助を行うものとする。

協議会は2回開催を想定しており、関係者との合意形成を図るものとする。開催日、議題及び運営については発注者と事前に協議するものとする。なお、協議会開催回数については、協議の進捗状況により増減する場合は監督員と協議するものとする。

なお、協議会は令和5年度までに2回開催しており、第3回協議会の開催にあたっては、第1回・第2回協議会の実施内容を踏まえることとする。

<協議会（想定内容）>

◆第3回協議会

- ・港湾脱炭素化推進計画（素案）の提示／関係機関の合意

◆第4回協議会

- ・第3回協議会の意見取りまとめ／港湾脱炭素化推進計画の作成

10. 打合せ協議

業務着手時：1回

中間打合せ：2回

業務完了時：1回

※中間打合せについては、原則オンラインとする。

現地打合せに変更する場合は監督員と協議するものとする。

11. 報告書作成

- ・報告書（紙による報告書は製本A4版とし、図面等がある場合は縮小A3版折込を標準）2部
- ・電子媒体（各資料の印刷原稿含む）（CD-R）2部